

投票日 4月13日 日

佐野市長選挙および 佐野市議会議員選挙



これからの市政と私たちの暮らしを結ぶ大切な一票です。忘れずに投票しましょう。

■問合せ 選挙管理委員会 ☎20-3034

投票の日時

4月13日(日) 7:00~19:00

※ただし次の投票区については、投票時間が7:00~18:00となりますので、ご注意ください。

投票区	会場	投票区	会場	投票区	会場
41	旧野上小学校	45	下彦間集落センター	52	旧常盤中学校
42	下作原多目的集会所	46	飛駒基幹集落センター	53	中仙波公民館
43	山園地区コミュニティセンター	50	会沢地区コミュニティセンター	54	氷室地区公民館
44	遠原の里福祉センター	51	常盤地区公民館	55	秋山生活改善センター

投票できる方

佐野市で投票できる方

平成19年4月14日以前に生まれ、令和7年1月5日以前から引き続き佐野市の住民基本台帳に登録されている方です。市外から転入された方は、市役所へ転入の届け出をした日が令和7年1月5日以前で、引き続き佐野市の住民基本台帳に登録されている方になります。

投票できない方

市外に転出された方や令和7年1月6日以降に市外から転入された方は、佐野市長選挙および佐野市議会議員選挙の投票をすることはできません。

投票所入場券

投票所入場券は4月1日(火)に発送予定です。圧着式のはがきで、はがき1通につき、同一世帯4人まで記載されていますので、切り離してお持ちください。

有権者が5人以上の世帯には2通以上のはがきが郵送されます。投票所入場券が手元にない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。その際は投票所で係員にお申し出ください。

投票所

投票所はご自身の投票所入場券に記載されていますので、必ずご確認ください。

第21投票所(堀米町(朱雀))が城北地区公民館、第40投票所(船越町の一部)が町屋公民館に変更となります。また、市ホームページに投票所の一覧表を掲載しています。

一部地域限定 投票日当日の投票所送迎

令和5年4月より投票区の見直しがあった以下の町会にお住まいで、投票日当日に自力での交通手段がない方を対象に旧投票所から新投票所に送迎を行います。

対象町会▶ 船津川町、赤見町(駒場)、寺久保町、戸室、御神楽、白岩、上作原、梅園、閑馬上、下彦間上、飛駒1区、飛駒3区、正雲寺、田名網、下牧、上牧、柿平

※希望される方は、4月11日(金)までに選挙管理委員会へお申し込みください。

期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行、入院予定などにより投票できない方は、期日前投票所で投票できます。また、悪天候など投票当日の状況によっても投票できます。

期間	時間	会場
4月7日(月)～4月12日(土)	8:30～20:00	・市役所1階 市民活動スペース ・田沼行政センター2階 会議室 ・葛生行政センター1階 多目的室
	8:30～17:00	・赤見地区公民館 ロビー
	10:00～19:00	・イオンモール佐野新都市1階 イオンホール

期日前投票をする際は、ご自分の入場券を切り離した上で、その裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に氏名、生年月日、住所などを記入の上、持参してください。

なお、投票所入場券がお手元に届く前でも期日前投票期間中は投票できます。混雑緩和のため、お早目の投票をお願いします。

駐車場について

市役所をご利用の際には、右図の駐車場をご利用ください。

🚗 市民広場駐車場

🚗 市役所地下駐車場

▶ 利用時間 8:30～20:00

※ 出口封鎖は20:30

※ このほか、市営万町駐車場も利用できます。



不在者投票

佐野市以外に滞在している方の投票

佐野市以外に仕事、学業などで滞在しており、佐野市で投票できない方は、滞在先で投票できます。なお、手続きには日数がかかります。早めの対応をお願いします。詳しくは市ホームページをご覧ください。

指定病院などでの投票

都道府県の選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームで不在者投票をすることができます。

身体に重度の障がいなどのある方の投票

身体に重度の障がいなどがあり投票所へ行くことができない方は、郵便により投票する制度があります。郵便等投票証明書の交付申請などの手続きが必要となります。

選挙公報

4月11日(金)までに新聞折り込みにより配布する予定です。

新聞を取られていない方は、市役所、各行政センター、各地区公民館などに置いてあります。

開票

開票状況をご覧になりたい方は、開票所の受け付けにお申し出ください。

▶ 日時 4月13日(日) 20:15～(予定)

▶ 会場 花・花薬局さの体育館(赤見町2130-2)